

●香川県監査委員公表第9号

平成22年4月14日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年6月15日

香川県監査委員 鍋 嶋 明 人
同 仲 山 省 三

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 井上 貞代

2 請求書の提出

平成22年4月14日

3 請求の内容

（できるかぎり措置要求書の原文に即して記載する。）

「香川県議会政務調査費交付条例」に基づき、香川県議会議員一人当たり月額30万円、年額360万円の政務調査費が交付されている。もとより、政務調査費は、条例に定められているように、「議員の調査研究に必要な経費の一部を交付する」ための補助金であり、税金から支出されているにも関わらず、その使途は不透明である。

全国的な問題指摘を受け、香川県議会においても、ようやく平成20年度分の収支報告から、1件当たりの金額が1万円を超えるものに係る支出について領収書等の支出証拠書類の写しを添付して使途を報告することになった。

しかし、それらを閲覧した結果、別紙に添付した通り、7,049,981円の不当な支出の事実が認められる。そもそも使途の指針を定めた「政務調査費の手引き」自体が基準を広範に認めすぎて、私的要素が強い用途にも政務調査費が支出されている。さらには、1件当たりの支出が1万円を超えるものに限る領収書等の添付であるため、360万円満額使われていても領収書の添付はほとんどなく、不透明な支出が目立つ。

香川県議会全体で多額の公金が政務調査費に使われているが、その使途には明確な根拠と説明責任が必要である。本件政務調査費に係る不当支出の返還請求を怠っていることは、地方自治法第242条第1項の規定に該当するものである。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、下記の事実証明書記載の別紙の政務調査費支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る返還請求を行うよう香川県知事に対して勧告することを求める。

（別紙事実証明書「不当支出に関する詳細な説明」）

(1) 尾崎道広議員 合計75,660円

①調査費 平成21年1月22日、37,830円の領収書が3枚あるが、説明がなく、使途不明のため、2枚分75,660円は該当しない。

(2) 山田正芳議員 合計49,450円

①広聴広報費 12月12日の17,500円は、但書が広報誌の印刷となっているが、カメラのキタムラでは印刷は業務にないため、該当しない。

②事務費 10月1日14,450円、11月7日17,500円の計31,950円は切手やはがきを購入している。切手やはがきの大量購入については、転売して資金化することも可能であ

ることから、購入に合理的な理由が必要であるが、説明がないため適切な支出ではない。

(3) 有福哲二議員 合計83,995円

①広聴広報費 4月17日の26,145円、7月22日の20,790円、1月20日の20,160円の計67,095円については、県政報告印刷代と比較し、金額が大幅に違うため該当しない。

②事務費 4月1日の電子辞書購入33,800円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。

(4) 白井昌幸議員 合計169,830円

①調査費 香川県相撲連盟に対し平成20年度会費30,000円は、政務調査活動とは関連がなく、特定の団体への会費は、対象外。

②研修費 5月14日の20,000円、12月9日の30,000円、計50,000円は、両方とも志度五月会に対する平成20年度会費であるが、名称だけでは活動内容が不明な団体への会費であり、該当しない。

③研修費 真鍋賢二祝賀会20,000円は、私的経費のため対象外。

④資料購入費 69,830円の書籍代は、書籍名等が不明のため該当しない。

(5) 齊藤勝範議員 合計490,686円

①調査費 5月12日のタクシー代18,320円、7月8日の16,650円、9月7日の12,930円、12月30日の13,820円の計61,720円については、自動車リースをしていることから該当しない。

②研修費 1月8日の県外研修72,600円については、具体的な説明がないので該当しない。

③事務所費 合併浄化槽管理運営費23,520円は、2分の1に按分して計上しているが、関係のない経費なので対象外。

④事務費 4月1日のパソコン購入228,400円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。

⑤事務費 12月14日のテレビ購入98,000円、ブルーレイディスクレコーダー購入89,800円、デジタルビデオカメラ購入30,846円(按分した金額)の合計218,646円は、調査研究とは関連がないため対象外。

(6) 山本直樹議員 合計125,000円

①調査費 首相主催の桜を見る会に参加のため交通費85,000円は、具体的な説明がない上、調査研究とは関連がないので該当しない。

②人件費 報酬支払台帳において、月額50,000円×12ヶ月の2分の1で340,000円支払ったとなっているが、正しい計算は300,000円である。よって、40,000円は該当しない。

(7) 香川芳文議員 合計61,605円

①研修費 木村義雄新春賀詞交歓会会費20,000円は、私的経費のため対象外。

②会議費 食事代12,500円は、親睦を目的とした食事にかかる経費のため対象外。

③会議費 食事代15,000円は、親睦を目的とした食事にかかる経費のため対象外。

④事務費 6月26日NHK14,105円(按分した金額)は、説明がないので該当しない。

(8) 十河直議員 合計316,654円

①資料購入費 137,104円の本代は、書籍名等が不明のため該当しない。

- ②事務費 100,000円と79,550円の2回パソコンを購入している上、両方とも平成8年の領収証であり、対象外。
- (9) 筒井敏行議員 合計164,000円
- ①調査費 平成20年度三木高等学校後援会会費30,000円は、私的経費のため対象外。
- ②調査費 O I S C A平成20年度賛助金20,000円は、私的経費のため対象外。
- ③研修費 木田福社会後援会平成20年度会費20,000円は、私的経費のため対象外。
- ④会議費 10月7日、食事代(5名分)48,000円は、政務調査費を使つての料亭での会議は、適切ではないため対象外。
- ⑤会議費 11月5日、食事代46,000円は、政務調査費を使つての料亭での会議は、適切ではないため対象外。
- (10) 宮本欣貞議員 合計30,000円
- ①研修費 春秋の会へ30,000円は、具体的な内容の説明がなく、活動内容が不明な団体への支出のため該当しない。
- (11) 増田稔議員 合計30,665円
- ①研修費 香川西高等学校野球部甲子園出場特別後援会費12,500円は、私的経費のため対象外。
- ②事務費 ワイヤレスマイク修理代18,165円は、調査研究とは関係がないため対象外。
- (12) 松本康範議員 合計600,000円
- ①調査費 @30,000円×12ヶ月=360,000円と@20,000円×12ヶ月=240,000円の計600,000円は、調査費として毎月同額支出されているが、何の調査をしているのか不明であるため該当しない。
- (13) 綾田福雄議員 合計936,830円
- ①調査費 @31,500円×12ヶ月=378,000円は、調査費として毎月同額支出されているが、何の調査をしているのか不明であるため該当しない。
- ②調査費 @100,000×3と50,000×1の計350,000円は、調査費として毎月同額支出されているが、何の調査をしているのか不明であるため該当しない。
- ③会議費 6月2日、食事代43,700円は、政務調査費を使つての料亭での会議は、適切ではないため対象外。
- ④会議費 7月9日、食事代14,370円は、政務調査費を使つての飲食が目的の会議は、適切ではないため対象外。
- ⑤会議費 2月3日、食事代82,160円は、政務調査費を使つての料亭での会議は、適切ではないため対象外。
- ⑥会議費 2月23日、宿泊代(2月3日利用)28,600円は、説明がないので該当しない。
- ⑦会議費 2月13日、食事代40,000円は、政務調査費を使つての料亭での会議は、適切ではないため対象外。
- (14) 五所野尾恭一議員 合計155,164円
- ①事務費 4月9日、切手購入16,000円。切手の大量購入については、転売して資金化することも可能であることから、購入に合理的な理由が必要であるが、説明がないため適切な支出ではない。
- ②事務費 11月13日、はがき購入50,000円。年賀状の場合は、そもそも禁止されている。

切手やはがきの大量購入については、転売して資金化することも可能であることから、購入に合理的な理由が必要であるが、説明がないため適切な支出ではない。

- ③事務費 12月29日、パソコン・プリンター一式購入147,000円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- ④事務費 3月13日、電報代15,664円は、私的経費のため対象外。
- (15) 黒島啓議員 合計71,300円
- ①研修費 11月27日の研修会費21,000円と交通費35,300円（領収書には、宛名と但書なし）は、経営者向けの研修会のため該当しない。
- ②研修費 6月22日、叙勲受章祝賀会発起人会費15,000円は、私的経費のため対象外。
- (16) 平木享議員 合計164,225円
- ①研修費 NPO法人エイティエイツバレーボールへの会費15,000円は、私的経費のため対象外。
- ②事務所費 10月22日、ノートパソコン購入100,000円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- ③事務所費 3月10日、パソコン購入99,225円（按分した金額）は、10月22日にパソコンを購入しており、必要ないので該当しない。
- (17) 都村尚志議員 合計152,116円
- ①研修費 9月29日、観光関係者意見交換会会費20,000円は、会合内容が不明の上、個人的な立場において支出すべき会費であるため該当しない。
- ②研修費 12月25日、昭和60年代生まれの経営者の年会会費30,000円は、会合内容が不明の上、個人的な立場において支出すべき会費であるため該当しない。
- ③事務費 4月22日、パソコン購入139,965円と4月29日、デジタルカメラ購入35,268円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- ④事務費 4月17日、自動車購入14,500円は、私的な買い物であるため対象外。
- (18) 辻村修議員 合計128,850円
- ①研修費 季節会費15,000円×3回の計45,000円は、会合内容が不明のため該当しない。
- ②研修費 J Cシニアクラブ年会費12,000円×2回（2008年度・2009年度）の計24,000円は、個人的な立場において支出すべき会費であるため対象外。
- ③事務費 6月22日、パソコン購入119,700円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- (19) 高城宗幸議員 合計286,244円
- ①会議費 県政報告会の菓子代225,000円、飲物代31,489円の計256,489円は、400名分となっているが、270名の会場に400名分は多すぎるので、2分の1の按分が妥当。
- ②会議費 代表質問のバス2台の借上げ料158,000円は、後援会活動に該当するため対象外。

- (20) 大山一郎議員 合計168,150円
- ①事務費 4月17日、パソコン購入336,300円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- (21) 新田耕造議員 合計55,000円
- ①事務費 2月24日、パソコン購入110,000円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- (22) 谷久浩一議員 合計97,800円
- ①調査費 6月25日フェリー代11,400円、9月11日フェリー代34,200円は、6月議会・9月議会があるため費用弁償が支給されているので、該当しない。
- ②研修費 自民党本部での自民党政策勉強会参加の交通費41,100円、宿泊費11,100円の計52,200円は、政党活動に該当するため対象外。
- (23) 三野康祐議員 合計11,340円
- ①広聴広報費 のぼり11,340円は、後援会活動の要素が大きいため該当しない。
- (24) 篠原正憲議員 合計172,500円
- ①調査費 組合費60,000円(2007年10月～2008年3月)は前年度分であり、対象外。
- ②調査費 賛助会費60,000円(2008年4月～2008年9月)は支出先不明のため該当しない。
- ③調査費 年会費20,000円は、支出先不明のため該当しない。
- ④研修費 香川西高等学校野球部甲子園出場特別後援会費12,500円は、私的経費のため対象外。
- ⑤研修費 ベトナムアンサンブル・コンサート協賛金20,000円は、私的経費のため対象外。
- (25) 竹本敏信議員 合計115,700円
- ①事務費 5月3日のパソコン・プリンター一式購入208,000円と2月7日のデジタルカメラ購入23,400円は、私生活でも多く使用することが考えられ調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- (26) 梶正治議員 合計826,305円
- ①資料購入費 サンデー毎日購入費9,280円は、調査研究とは関連の薄い書籍であり、対象外。(しかも、1ヶ月は前年度分)
- ②広聴広報費 広報紙2008年4月号(40号)印刷代211,050円、8月号(41号)印刷代183,000円は、別紙事実証明書の通り、それぞれ県政と直接関係のない記載も多いことから、2分の1の按分が妥当。
- ③広聴広報費 4月8日の80,000円、5月28日の20,000円(按分しているが慶事用)、6月26日の40,000円、8月25日の80,000円、11月10日の80,000円、12月15日の80,000円、1月9日の80,000円、2月10日の80,000円、3月6日の80,000円、計620,000円の切手を購入(広報紙郵送料とは別に)。切手の大量購入については、転売して資金化することも可能であることから、購入に合理的な理由が必要であるが、説明がないため適切な支出ではない。
- (27) 砂川保議員 合計74,400円
- ①調査費 給油以外の洗車とその他購入費2,400円は、私的経費のため該当しない。
- ②研修費 三本松小学校会費10,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- ③研修費 東かがわ市建設業協会会費10,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。

- ④研修費 協同組合三本松商工会会費10,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- ⑤研修費 香川県建設業協会会費10,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- ⑥研修費 県政記者との懇談会会費5,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- ⑦研修費 11月7日の会費10,000円は、目的（何の意見交換なのか）と支出先が不明のため対象外。
- ⑧研修費 連合香川組織内議員懇談会（2009年度会費）5,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- ⑨研修費 ベトナム・ハイフォン意見交換の食事代10,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- ⑩研修費 ベトナム・ハイフォン意見交換の食事代（同日）2,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- (28) 高田良徳議員 合計451,472円
- ①調査費 事務員のガソリン代合計48,841円は、議員本人以外の支出のため該当しない。
- ②事務費 2008年3月14日のデスクトップサーバー20,850円、3月18日のノートパソコン199,695円・デスクトップパソコン101,430円購入費は、前年度分であり該当しない。
- ③事務費 5月3日のプリンタ購入23,505円、10月24日のデジタルムービーカメラ購入32,060円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- ④事務費 事務員の携帯代合計52,874円は、議員本人以外の支出のため該当しない。
- (29) 広瀬良隆議員 合計69,826円
- ①事務費 6月11日、パソコン購入139,653円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- (30) 大西邦美議員 合計615,300円
- ①調査費 4月13日～18日の海外視察費257,000円は、報告不十分のため該当しない。
- ②調査費 5月12日の東山魁夷生誕100年記念35,800円、8月3日のフェルメール展37,500円、2月14日の加山又造展36,600円は、私的な旅行の要素が大きいため該当しない。
- ③事務費 5月5日のデジタルカメラ購入16,800円、2月27日のパソコン・プリンタ購入250,000円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- ④事務費 年賀はがき購入115,000円。年賀状の場合は、そもそも禁止されている。切手やはがきの大量購入については、転売して資金化することも可能であることから、購入に合理的な理由が必要であるが、説明がないため適切な支出ではない。
- (31) 宮本裕美議員 合計220,714円
- ①調査費 代行運転代合計12,500円は、そもそも不適切な支出とされていることから対象外。
- ②調査費 香川さくらの会20年度顧問料10,000円は、私的経費のため該当しない。
- ③調査費 8月25日の温泉利用1,400円は、私的経費のため該当しない。
- ④研修費 県政記者との懇談会会費5,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。

- ⑤研修費 森林文化協会入会金会費6,000円は、調査研究に関係ないので該当しない。
- ⑥研修費 連合香川組織内議員懇談会(2008・2009年度会費)10,000円は、飲食が主な目的なので該当しない。
- ⑦研修費 早稲田大学校友会香川県支部総会懇談会会費10,000円は、私的経費の上、飲食が主な目的なので該当しない。
- ⑧事務費 パソコン購入費207,600円、プリンタ購入33,780円は、私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。
- ⑨資料購入費 書籍購入45,124円(新日本法規出版への支出以外)は、書籍名が不明のため該当しない。

(32) 樫昭二議員 合計22,200円

- ①資料購入費 「しんぶん赤旗」日刊(@2,900円×6ヶ月)17,400円、「しんぶん赤旗」日曜版(@800×6ヶ月)4,800円の計22,200円は、自党が発行する新聞購読については、公金支出が適切ではないので対象外。

(33) 白川容子議員 合計57,000円

- ①資料購入費 「しんぶん赤旗」日刊(@2,900円×6ヶ月)17,400円、「しんぶん赤旗」日曜版(@800×6ヶ月)4,800円、これとは別に相談所にも日刊紙(@2,900円×12ヶ月)34,800円の計57,000円は、自党が発行する新聞購読については、公金支出が適切ではないので対象外。

(その他の別紙事実証明書省略)

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成22年4月15日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

事実証明書に個別に示された政務調査費の支出を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年4月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、宮本欣貞監査委員及び都村尚志監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴き取りにより次の事項を確認した。

(1) 政務調査費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務調査費を交付することができるとし、他方、政務調査費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を提出するものとしている（同法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて以下のとおり香川県議会政務調査費交付条例（平成13年条例第4号。以下「条例」という。）及び香川県議会政務調査費交付規程（平成20年議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

①交付対象及び交付額

ア 交付対象（条例第2条）

月の初日に香川県議会議員である者

イ 交付額（条例第3条）

月額30万円

②交付事務の流れ

ア 知事への通知（条例第4条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務調査費の交付を受ける議員を知事に通知する。

イ 交付決定（条例第5条）

知事は、第4条の通知を受けたときは、政務調査費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知する。

ウ 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務調査費を知事に請求する。
知事は、請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。

エ 収支報告書の提出（条例第8条）

議員は、年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書（1件1万円を超える支出については、領収書その他の支出証拠書類の写しを添付）を当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付する。

オ 会計帳簿等の整理（条例第9条）

議員は、政務調査費について会計帳簿を作成し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を5年間保存しなければならない。

カ 議長の調査（条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、政務調査費の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、調査を行うことができる。

キ 収支報告書等の閲覧（条例第11条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例第7条の非公開情報を除き、閲覧に供する。

ク 政務調査費の返還（条例第12条）

議員は、交付を受けた政務調査費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

(2) 政務調査費の使途基準等

①使途基準

ア 政務調査費の使途（条例第7条）

議員は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準（規程第4条）

項目	内容
調査費	香川県政に関する調査に要する経費（交通費、宿泊費、調査委託費等）
研修費	研修会及び講演会の開催に要する経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費（会場借上費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	各種会議の開催に要する経費（会場借上費、機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	調査研究に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本費、原稿料等）
資料購入費	調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広聴広報費	議会活動及び香川県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費（広報紙等印刷費、送料、交通費等）
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	調査研究に係る事務に要する経費（事務用品等購入費、通信費等）
人件費	調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、賃金、手当、社会保険料等）

②政務調査費の手引き

香川県議会では、平成20年3月（平成20年9月一部改正）に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた「政務調査費の手引き」（以下「手引き」という。）を作成している。主な記載内容は次のとおりである。

ア 制度の概要

イ 政務調査費の使途

使途基準の具体的経費の例示、使途基準の考え方、支出が不適当な経費の参考事例

ウ 交付制度の詳細

交付対象と交付額、交付方法、支出における留意点、収支報告、会計帳簿等の整理保管、政務調査費の返還

エ 資料

根拠規程、様式、記載例

(3) 政務調査費の支出等の状況

平成20年度における政務調査費の支出及び収支報告の状況は、平成22年4月15日現在では次のとおりである。

項目	金額
政務調査費交付額 ①	162,000,000円
残余额(返還額) ②	14,102,534円
政務調査費使用額 ①-②	147,897,466円
実支出額	160,052,162円

※ 実支出額は、収支報告書に記載された各議員ごとの支出額（年間交付額360万円を超える場合も有る。）を積み上げたものである。

2 議長に対する調査

議長に対し文書による調査を行い、各議員の回答を求め、必要に応じ追加調査を実施し、その概要は次のとおりである。なお、監査の期間中、20人の議員から議長へ収支報告書の修正届（合計30件1,303,593円の減額）が提出されたが、その内容も併せて記載している。

(1) 尾崎道広議員

- ①調査費 1月22日に「坂出駅～高松駅」間の3か月定期券を当日発券分を含め、過去2回分（平成20年8月～10月、11月～1月）の領収書を同日にJR四国から発行してもらったものである。定期券は、住所地である坂出から高松へ県政調査活動に赴くためのものであるが、使用実態に応じて10分の4を減額補正する。

(2) 山田正芳議員

- ①広聴広報費 デジタル媒体を介して写真等の画像を取り込み、特別に広報誌の編集及び印刷を依頼したものである。
- ②事務費 県政報告用の切手、はがきとして購入したものである。10～11月に広報誌を350通、はがき（広報）を79通送付した。

(3) 有福哲二議員

- ①広聴広報費 4月17日、7月22日、1月20日の3回分については、増し刷りをしたため他の県政報告印刷代と金額が違うものである。
- ②事務費 政務調査活動に資する目的で購入したものであるが、使用実態に応じて2分の1減額補正する。

(4) 白井昌幸議員

- ①調査費 スポーツ振興をより推進するべく諸課題を提出し、その都度、役員や関係者と教員問題及びスポーツ振興をテーマに意見交換を実施した。
- ②研修費 各地域有権者への県政報告及び地元との意見交換、要望等を伺う会の会費である。地域行政及び農政関係をテーマに意見交換を実施した。
- ③研修費 県内の政財界、企業者等の著名人と県政に対する様々な意見や要望を個別に聴取することができたが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。
- ④資料購入費 「日本の銀行」、「医療年金問題の考え方」など地元の本屋で定期購入している政治経済、福祉等の調査研究に必要な書籍を購入したものである。不定期にまとめて請求書がくるため、1万円を超える領収金額となっているが、個々の書籍は1万円以下である。

(5) 齊藤勝範議員

- ①調査費 政務調査活動に必要なためやむを得ずに利用したものであるが、疑義を招く恐れがあるので、削除補正する。

- ②研修費 東京都内で開催された、生き物と人間文化との関わりなどを調査する生き物文化誌学会主催の勉強会への出席経費（2月28日～3月1日）である。
- ③事務所費 政務調査活動に使用している事務所の管理費を合理的な割合で按分したものである。
- ④事務費 私用のパソコンは保有しており、今回は、政務調査活動に資する目的で購入したものであり、その目的以外には使用していない。
- ⑤事務費 政務調査活動に使用していた従来のアナログ対応のテレビ、ビデオレコーダーに故障が頻発したため、デジタル対応のテレビ・ブルーレイディスクレコーダーを購入したものである。なお、ビデオカメラ購入経費は政務調査費に計上していない。

(6) 山本直樹議員

- ①調査費 桜を見る会の出席に併せて全国各地の方々とは本県活性化のためのヒントを得るべく意見交換を行ったものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。
- ②人件費 収支報告書は30万円で計算しており、当該頁の単純な記載ミスである。

(7) 香川芳文議員

- ①研修費 県議会議員の活動は多岐に及び、政策提案に生かすために様々な方々からの意見を伺っているものだが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。
- ②会議費 地元青年部の者（25人）から、県政に対する様々な意見や要望を聴取した際の茶菓子代相当の弁当代であるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。
- ③会議費 後援会役員（30人）から、県政に対する様々な意見や要望を聴取した際の茶菓子代相当の弁当代であるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。
- ④事務費 政務調査活動に使用している年間衛星放送以外の地上放送（2ヶ月分）の受信料は削除補正する。

(8) 十河直議員

- ①資料購入費 具体的には、日経コンストラクション編「地域交通の未来」、「水害の世紀」をはじめ自治体運営・財政再建関係、地域産業振興など調査研究に必要なあらゆる分野にまたがって購入したものである。
- ②事務費 2008年とすべきところ、8年となったもので、保証書などで購入の事実は証明可能。政務調査専用のノートパソコン1台の購入費用で、分割払い（2回）をしたため、領収書が2枚になったものである。なお、政務調査用以外にパソコンを1台所有し、政務調査活動以外には使用していない。

(9) 筒井敏行議員

- ①調査費 支払先は高等学校後援会であるが、役員始め構成員の方々とは高校教育の振興、青少年の育成などの意見交換を行い、防災関係の講演を受講した。
- ②調査費 月間「O I S C A」の資料提供があり、国際貢献・国際交流をテーマに意見交換を実施し、講演を受講した。
- ③研修費 県議会議員の活動は多岐に及び、様々な階層の方々からの知恵を吸収して、政策提案に生かしている。保健・福祉分野の方々の意見も貴重であり、福祉をテーマに意見交換を実施し、講演を受講した。
- ④会議費 企業関係者と食事をしながら経済情勢など県政に関する幅広い意見を聴取した

ものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

- ⑤会議費 教育関係者と食事をしながら教育問題など県政に関する幅広い意見を聴取したものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

(10) 宮本欣貞議員

- ①研修費 春秋の会は、高松市内の経営者が会員となって、会員相互の情報交換と知識の向上のために活動している会である。年6回の会合をもち、会員から直接意見を聞くことはもとより、企業幹部を講師として呼んで、テーマをもって様々な講演（商業振興、景気動向、今後の経営のあり方）も行っている。

本会へは、地域経済の現状、課題、要望など地域経済情勢の情報収集に役立てるために毎回参加しており、調査研究に資するため必要な研修費として、年会費を支出したものである。

(11) 増田稔議員

- ①研修費 学校関係者と特待生の是非等について意見交換しているが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

- ②事務費 各界、各層の意見を聴取し記録するなど政務調査活動に使用していた事務機器の修繕は必要であり、政務調査活動以外には使用していない。

(12) 松本康範議員

- ①調査費 (36万円支出分) : 教育環境、特に青少年の健全育成に重点を置き、年間を通じて調査を行っている。地域社会の大切さ、個性・行動を尊重することによる自主性を育むため、通学時の声かけや父兄からの意見聴取に要した調査員への謝礼費用。青少年の健全育成は、初当選以来、ライフワークとして取り組んでいる課題で、これまでも県議会で質問を行ってきたが、この課題についてさらに掘り下げるための調査である。

(24万円支出分) : 地域農業の振興、特に有機農業の推進。青少年に安全・安心な食材の提供と食育の大切さを認識してもらうため、有機農法を推進する農家との年間を通じた意見聴取に要した調査員への謝礼費用。本調査結果を基に幾度も担当部局に問い合わせたり、提言を行ったものである。

(13) 綾田福雄議員

- ①調査費 県政に取り入れるため、地域事情（交通安全、青少年、水問題など）をテーマを決めて毎月調査するための調査員への謝礼費用。

- ②調査費 上記の調査の結果、より詳細に調査すべきと判断したものについて調査するための調査員への毎月の謝礼費用。

- ③会議費 有識者の意見を伺うため集まってもらい、食事をしながら県政全般にわたり幅広く考え方などを聴取したものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

- ④会議費 関係者と食事をしながら県政に関する幅広い意見を聴取したものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

- ⑤⑥会議費 東京、中国から招いた運輸関係の専門家及び地元運輸輸送関係の代表者等（計5名）と、本県の国際コンテナ輸送航路の拡大・充実について、意見を交換・協議した経費である。

⑦会議費 関係者と食事をしながら県政に関する幅広い意見を聴取したものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

(14) 五所野尾恭一議員

①事務費 5月から6月にかけて要望への回答や県政報告200通の発送に使用した。

②事務費 12月に県政報告を一般のはがきに印刷して1,000通発送したものである。

③事務費 政務調査活動に資する目的で購入したものであり、その目的以外には使用していない。なお、家庭用パソコン・プリンターを各2台保有している。

④事務費 調査・研究に当たり利用したものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

(15) 黒島啓議員

①研修費 小豆島は中小企業が多く、資金繰りの問題に悩んだり、倒産の危機に見舞われているケースが多発していた。そのため、企業経営のノウハウを得るための研修会に参加し、様々なケースや支援策を勉強し、法務能力や問題解決能力の向上を図り、もって地域経済の再興及び振興に寄与しようとしたものである。

②研修費 県民の生の意見を聴取し、県政に反映させることは大切であり、各界・各層から多様な意見を聞く機会を得ることは県政浮揚にとって大切であると考えている。出席者との意見交換において県政各般にわたる改善へのヒントが得られ、それを材料に、幾度となく県議会でも質問の足がかりとしたが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

(16) 平木享議員

①研修費 地域に根ざしたスポーツ振興について関係者との意見交換を行った。

②事務所費 政務調査活動に資する目的で購入したものであり、政務調査用以外にパソコンを1台所有し、その目的以外には使用していない。

③事務所費 10月22日はノート型であり、3月10日購入はデスクトップ型を事務所に設置したもので、後援会業務と併用するため按分したものである。

(17) 都村尚志議員

①研修費 琴平町観光協会役員等と、幅広く香川県の観光振興について意見を徴し、県外有名旅館経営者を講師に講演を受講したものである。

②研修費 県内青年経営者から、将来の本県産業振興等について意見を徴するための経費である。年間5回、定期的に意見交換、公認会計士の講演を行うために一括して年会費として研修費を支出したものの。

③事務費 政務調査活動に資する目的で購入したものであるが、使用実態に応じて2分の1減額補正する。

④事務費 自動車以外に公共交通機関や自転車を利用して政務調査活動を行った。特に、道路が狭い琴平町内で政務調査活動を行うためには、自動車よりも自転車が必要な乗り物であるが、使用実態に応じて2分の1減額補正する。

(18) 辻村修議員

①研修費 県議会議員の活動は多岐に及び様々な階層の方々から意見を伺い政策提案に生かしている。季節会会員である民間企業等の方々との意見も得るべきものが数多くある。地域経済問題をテーマに意見交換を実施した。

②研修費 県議会議員の活動は多岐に及び様々な階層の方々から意見を伺い政策提案に生かしている。青年会議所OBの方々との意見も得るべきものが数多くある。地域経済問題をテーマに意見交換を実施した。

③事務費 政務調査活動に資する目的で購入したものであり、その目的以外には使用していない。なお、政務調査用以外にパソコンを1台所有している。

(19) 高城宗幸議員

①会議費 観音寺市民会館中ホールの最大定員は500名であり、当日は400名程度の参加者を得て実施したものである。菓子代225,000円については、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

②会議費 代表質問の質疑内容を傍聴することにより、県政の現在の問題点を把握してもらい、幅広い意見を交換するために要した経費である。

(20) 大山一郎議員

①事務費 政務調査活動に資する目的で購入したものであり、その目的以外には使用していない。なお、パソコンは別に個人用1台、家族用1台を保有している。

(21) 新田耕造議員

①事務費 政務調査活動専用を使用する目的で購入したものであり、その目的以外には使用していない。なお、私生活には別のパソコンを利用している。

(22) 谷久浩一議員

①調査費 高速艇乗船回数券(11枚綴)を6月25日に購入したものであり使用日とは異なる。また、9月11日のフェリー代(34,200円)は9月議会開催日前日に高速艇乗船回数券(11枚綴)を3冊購入したものであり、どちらも政務調査活動に使用した。

②研修費 自民党政策勉強会に参加し、その研修成果をもとに県政への政策提案などの活動を行ったものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

(23) 三野康祐議員

①広聴広報費 各定例県議会修了毎に琴電各駅頭などでチラシを配りながら県政報告を行っている。その際、誰が行っているかを明らかにするため「のぼり」を作成したものである。なお、政治活動用の「のぼり」は別に作っており、政務調査用とは明確に区分して利用している。

(24) 篠原正憲議員

①調査費 支払先は香川県職員労働組合で、仕分け年度の整合性を図るため、現に支出があった日付で整理することで統一されていることから、前年度分であっても2008年4月の支払いを対象経費とした。県政一般及び政策課題に対する意見、情報収集や地方財政の問題をテーマに講演を受講等により、政務調査活動に役立てたものである。なお、領収書の組合費は、誤りである。正しくは、賛助会費である。

②調査費 支払先は香川県職員労働組合である。各定例議会前に、議案を中心に意見交換をするとともに資料等も収集した。また、これとは別に随時、その時々々の県政上の各種課題について意見交換を実施し、地方財政の問題をテーマに講演を受講した。

③調査費 支払先は(財)オイスカ四国支部である。四国支部の役員や会員との交流を通

じてカンボジア等の東南アジアの事情を聴取し、県としてどう関わり得るか、考える機会とした。また、月間「O I S C A」の資料提供があり、国際貢献・国際交流をテーマに講演を受講した。

④研修費 学校関係者と特待生の是非等について意見交換しているが、疑義を招く恐れがあるので、削除補正する。

⑤研修費 日越友好議員連盟を通じて交流を深めつつあり、コンサートメンバーとの国際交流をテーマの意見交換会は、現地の生の声を聞くことができる機会であり、県政上有効と考えている。

(25) 竹本敏信議員

①事務費 私用のパソコン・プリンター・デジカメは既に有しており、今回、政務調査活動専用利用する目的で購入したものであり、その目的以外には使用していない。

(26) 梶正治議員

①資料購入費 政務調査活動上必要性を認めた月のみ購入したものである。なお、20年3月の領収書は添付誤りであり、21年3月の領収書は紛失したため、減額補正する。

②広聴広報費 県政報告のための広報誌を作成したものである。県政報告以外の政治活動的内容も含むため、当初から2分の1按分をした上で費用を支払っている。

③広聴広報費 広報誌及び県政アンケート等を20年4月から21年3月までに7,700通送付した郵送料である。

(27) 砂川保議員

①調査費 燃料費のみと考えて処理していたことから、2,400円は指摘のとおりであるので、削除補正する。

②研修費 三本松小学校の教諭の皆さんと、保護者の意識の変化、いじめ・不登校などの課題にどのように向き合い、地域社会と学校現場、家庭の連携はどうあるべきか等について意見を交換したものである。

③研修費 公共事業費の削減等にどのように対応するか、今の建設業のあり方はどうあるべきか等について、幅広く関係者と意見を交換したものである。

④研修費 売上げの低迷、消費意欲の減退にどのように対応するか、地域資源を活用した新製品の開発や経営改革にどのように取り組んでいくか等について意見を交換したものである。

⑤研修費 官民の投資意欲の減退への対応や技術力の他分野への応用可能性、地域経済活性化方策等、建設業に限らず、幅広い分野における県政発展の課題や解決方法について有意義な意見交換を行うことができた。

⑥研修費 常には取材源（取材対象）と取材者の間柄であるが、多数の記者の方々と率直に意見交換などを行える場としての本懇談会は県政の課題を見直す上で有益である。

⑦研修費 市商工会の若手経営者たちと地域産業の振興、町並みの保存など地域の幅広い課題について意見交換をしたものである。なお、支出先は個人（若手経営者の1人）である。

⑧研修費 本会費は年会費で、連合香川が主催する各種行事に参加でき、意見交流の場や政策勉強会等各種政務調査に関わる知識を得ることが出来、県政一般について意

見交換を実施した。

- ⑨⑩研修費 日越友好議員連盟副会長として、現在のベトナムの諸事情や本県が協力できる分野など、国際交流を中心に幅広く意見交換を行ったものである。領収書が2枚に分かれたのは、店側の誤りである。

(28) 高田良徳議員

- ①調査費 現に政務調査活動に従事している事務員活動費であり、その使用の実態を鑑み、2分の1の按分後の額を計上したものである。
- ②事務費 仕分け年度の整合性を図るため、現に支出があった日付で整理することで統一されていることから、前年度分であっても2008年5月の支払いを対象経費とした。なお、政務調査活動に資する目的で購入したものであるが、使用実態に応じて2分の1減額補正する。
- ③事務費 政務調査活動に資する目的で購入したものである。プリンタは複数所有しており、その目的以外には使用していない。デジタルムービーカメラは、使用実態に応じて2分の1減額補正する。
- ④事務費 現に政務調査活動に従事している事務員活動費であり、その使用の実態を鑑み、2分の1の按分後の額を計上したものである。

(29) 広瀬良隆議員

- ①事務費 県議会庁舎内の議員控室据え置きのパソコンとして、政務調査活動に資する目的で購入したものであり、その目的以外に使用していない。

(30) 大西邦美議員

- ①調査費 産業別労働組合に関係する議員団の一員として、地方代表議会議員との意見交換を行うなど、地方行政に関わる事項について調査研究したものである。
- ②調査費 厳しい財政状況だからこそ、心に潤いが求められており、文化施策を重視すべきであり、本県でどう取り組むべきかを視野において実施した。本件については、報告書を作成しており議会の質問にも役立てている。
- ③事務費 政務調査活動に資する目的で購入したものであるが、使用実態に応じて3分の1減額補正する。
- ④事務費 県政報告を年賀はがきに印刷して発送したものであるが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。

(31) 宮本裕美議員

- ①調査費 政務調査活動に必要なためやむを得ずに利用したものであるが、疑義を招く恐れがあるので、削除補正する。
- ②調査費 香川さくらの会は、日本さくらの会の香川支部で由緒ある会であり、自然美化のための活動を続けている。顧問料とあるのは、私が県議会議員としてこの会に参加しているためであり、一般的な年会費に相当する。CO2削減に関する資料を収集し、桜の植樹に関する意見交換を実施し、県外大学教授による環境保全をテーマとした講演を受講した。
- ③調査費 この宿泊施設で温泉利用とあるのは、一般的な温泉とは違い、自然水を利用しており、また入浴施設も自然なものを利用しているため、自然保護の観点で温泉利用と記載されている。また、この施設自体が自然を重視した施設となっており、

これからの観光資源としての観点で視察を行っているため、この温泉利用は字面だけで捕らえられない深い意味があり、今後の香川環境、観光分野に対しての政務調査という観点から意味のある支出である。

- ④研修費 この懇談会では、日ごろ取材をしていただいている記者の方と、取材という形ではなく、ざっくばらんに意見交流ができる場として提供されているものであり政務調査活動と呼べるものである。
- ⑤研修費 森林文化協会に入会した目的は、今後の自然環境保護の観点からである。この協会から毎月送られてきている冊子から、政務調査に関わる重要な情報を得ており、森林と環境に関する講演会・意見交換会が開催されている。
- ⑥研修費 連合香川組織内議員懇談会費は年会費である。この年会費を払うことによって様々な連合香川が主催する行事に参加でき、県政一般について意見交流の場や政策勉強会等各種政務調査に関わる知識を得ているため、政務調査活動のための支出といえる。
- ⑦研修費 早稲田大学校友会香川県支部総会懇談会会費は年会費である。この会では、早稲田大学というつながりによって様々な職種の方々と意見交流ができるほか、飲食のためには毎回会費を払っており、例会等では講演会を実施している等、政務調査に関係の深い活動が繰り広げられているが、疑義を招く恐れがあるので削除補正する。
- ⑧事務費 政務調査のために使用している。政務調査用以外に2台のPC・プリンターを所有しており、用途により使い分けている。
- ⑨資料購入費 政務調査のために必要な図書等の購入や雑誌の定期購読に要した支出である。
例えば日経グローバル、都市問題、自治体経営改革シリーズ（全4巻）、ビジネスプロフェッショナルの仕事力、ニートの希望、喝破道場関連図書などが挙げられる。特に、ニート・引きこもり関連の図書・雑誌が大半を占めている。

(32) 櫻昭二議員

- ①資料購入費 自らが属する党派の新聞を購入するのは適切でない、とのことであるが、党の活動状況や考え方を正しく把握することは、政務調査活動を行う上での原点であると考えている。特に、本誌は各種情報が豊富で、県政政務調査に有用である。また、部数も1部と最低部数であり、かつ期間も半年分（奇数月）であり支出は妥当と考えている。

(33) 白川容子議員

- ①資料購入費 自らが属する党派の新聞を購入するのは適切でない、とのことであるが、党の活動状況や考え方を正しく把握することは、政務調査活動を行う上での原点であると考えている。特に、本誌は各種情報が豊富で、相談所においても意見交換に活用する等県政政務調査に有用である。また、部数も自分用（半年分・偶数月）と相談所用に各1部と最低部数であり、支出は妥当と考えている。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務調査費の制度は、議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するとともに、情報公開を促進する見地からその使途の透明性を確保しようとする趣旨のものであるといわれ

ている。これをどのように活用するかは、本来議員の自律的判断にゆだねられるべきものである。（平成19年4月26日仙台高裁判決）

一方、知事は、財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有しており、政務調査費についても、政務調査費の支出に関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を要求するなどの是正措置を講ずる必要がある。

監査委員は、前記「地方自治法」、「条例」、「規程」及び「手引き」によるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務調査費の不当支出として、個別具体的に示された事実については、次のとおり判断する。

(2) 会議の参加等に要した経費

「会の当日会費」、「各種団体の年会費」、「研修会への参加経費」については、会の運営内容又は会議、研修内容が政務調査目的に沿わないものへの会費等には政務調査費を充てることはできず、次のような会に充当するときは不適正であると判断した。

- ① 懇親・親睦、飲食を主な目的にした会
- ② 記念大会、祝賀会など、単発の開催で、政務調査目的以外の目的が大きい会
- ③ 講演、意見聴取又は情報や資料の提供を期待できない会
- ④ 政党活動、選挙活動、後援会活動を目的とした会

これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

「会の当日会費」及び「各種団体の年会費」である事例（(4)①②、(9)①②③、(10)①、(16)①、(17)①②、(18)①②、(24)①②③⑤、(27)②③④⑤⑦⑧⑨⑩、(31)②⑤⑥）については、いずれも当該団体等の活動内容や実態が政務調査活動に適うものであり、会誌等の情報収集若しくは意見聴取を行い、又は講演を受講しており、単純な懇親会や私的会合は計上していない。また、「研修会への参加経費」（事例(5)②、(15)①）についても、受講した研修が県政に密接に関連するものである。

次に、「会議の開催に要した経費」については、政務調査活動を目的として、会派、議員が主催する会議等に要する経費であり、その金額が社会通念上相当と認められる範囲内にあることが必要であると判断した。これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

「会議の開催に要した経費」のうち事例（(13)⑤⑥）については、いずれも議員が県政上の課題について、外国の専門家等と意見交換・協議するための会議の開催に要した経費であることから、政務調査活動を目的とした会議に要する経費と認められ、その金額も社会通念上相当と認められる範囲を超えているとまでは言えない。また、事例（(27)⑥、(31)④）については、多数の県政記者と県政の課題についての意見交換を行う場として極めて有益であることから、政務調査活動を目的としたものと判断され、その金額も社会通念上相当な範囲内の額である。また、請求人が270名と指摘の事例（(19)①）の会場収容定員については、500名であることから、「400名分は多すぎる」とする請求人の主張には理由がない。

以上のことから、いずれも明らかに違法又は不当な支出であるとは認められない。

(3) 旅費交通費等の調査に要した経費

旅費交通費等の調査に要した経費については、政務調査活動と関係のある視察先や調査項目又は適切な交通手段であり、その金額が社会通念上相当と認められる範囲内であることが必要であると判断した。これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

海外視察及び県外視察（事例(30)①②、(31)③）については、政務調査活動と関係のある視

察に伴う旅費や宿泊費等の支出であり、JR定期券、フェリー回数券及び燃料費（事例(1)①、(22)①、(28)①）については、適切な交通手段に関する支出であり、調査謝金（事例(12)①、(13)①②）については、政務調査活動と関係のある調査項目の調査に伴う調査員の謝礼の支出であり、いずれもその金額は社会通念上相当と認められる範囲を超えているとまでは言えず、明らかに違法又は不当な支出であるとは認められない。

(4) パソコン等の機器の購入等に要した経費

パソコン等の機器の購入等に要した経費については、使用実態に応じ適正な割合で按分する必要があるが、次のような場合には按分せずに充当できるものと判断した。

- ① 県議会に設置する場合で、政務調査以外の用務で使用する可能性が少ないと思われる場合
- ② 県議会に設置しないが、事務所や自宅等において他のパソコン等を保有しており、政務調査以外の用務で使用する可能性が少ないと思われる場合

これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

パソコン、プリンター、カメラその他の機器類の購入（事例(3)②、(5)④⑤、(8)②、(14)③、(16)②③、(17)③④、(18)③、(20)①、(21)①、(25)①、(28)②③、(29)①、(30)③、(31)⑧）及び修理（事例(11)②）については、上記の基準に基づき、適正に按分されているか、若しくは政務調査費以外の用務で使用する可能性が少ないと判断されるため、明らかに違法又は不当な支出であるとは認められない。

なお、請求人指摘のデジタルビデオカメラ購入経費（事例(5)⑤）は、政務調査費に計上していないことを、またパソコン購入費（事例(8)②）は、領収書記載の日付けが、正しくは2008年であることを保証書によりそれぞれ確認した。

(5) 書籍等の資料の購入に要した経費

書籍等の購入については、政務調査活動のために購入したものであり、当該書籍が政務調査活動に密接に関連する分野であることが必要であると判断した。これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

請求人から示された書籍の購入事例（(4)④、(8)①、(31)⑨）については、いずれも政務調査に必要なものとして議員が支出したとのことであり、週刊誌の購入事例（(26)①）についても、政務調査に必要なもののみを支出した旨主張している。議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、購入目的、分野など疎明を行っていることから、明らかに違法又は不当な支出であるとまでは言えない。

また、政党機関紙の購入については、自らの属する政党が発行する新聞の購読が直ちに不適切であるとは言えず、政務調査活動のために購入したものであり、必要最低限の部数の購入であることが必要であると判断した。これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

事例（(32)①、(33)①）については、議員が政務調査活動に必要であるとしており、必要最低限の部数を購入しているものであることから、明らかに違法又は不当であるとは認められない。

(6) 印刷等の広聴広報に要した経費

印刷等の広聴広報に要した経費については、県政調査、県政報告など政務調査のために使われ、その方法は社会通念上相当と認められる範囲内であることが必要であると判断した。これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

広報誌の印刷（事例(2)①、(3)①、(26)②）及びのぼり（事例(23)①）の作成については、県政報告等のためのものであり、広報誌のうち必要なものについては、掲載内容の実態に応じて按分されている。また、バス借上げ（事例(19)②）については、県民に県政の問題点を把握してもらい、意見交換のために必要と考えて支出したものであることから、いずれも明らかに違法又は不当な支出であるとまでは言えない。

(7) 切手の購入等に要した経費

切手の購入等に要した経費については、県政調査、県政報告など政務調査のために使われ、これらの送付時期や送付数は社会通念上相当と認められる範囲内であることが必要であると判断した。これに従って判断すれば、以下のとおりとなる。

切手、はがき（事例(2)②、(14)①②、(26)③）については、県政報告又は県政アンケートに使用したものであり、その送付時期・送付数に照らしても矛盾したものとは言えないことから、明らかに違法又は不当な支出であるとは認められない。

(8) 事務所の維持管理等に要した経費

事務所の維持管理等に要した経費については、政務調査活動の事務所として活用し、維持管理等の経費であっても適正な割合で按分するなど社会通念上相当と認められる範囲内であることが必要であると判断した。これに従って請求事例を個別に判断すれば、以下のとおりとなる。

合併浄化槽維持管理運営費、NHK受信料、携帯電話料（事例(5)③、(7)④、(28)④）については、いずれも政務調査活動の実態に応じて按分しており、明らかに違法又は不当な支出であるとは認められない。

なお、請求人指摘の人件費（事例(6)②）は、領収書の説明書きの記載誤りであり収支報告書へは正しく計上されており、明らかに違法又は不当な支出であるとは認められない。

(9) 前年度経費

経費の年度区分について、議会事務局から聴取したところ、「実際に支出をした日の属する年度において計上することとしており、各議員に周知している」とのことであった。指摘のあった前年度の経費（事例(24)①、(28)②）については、平成20年度に支出が行われていることを確認した。

なお、前記「2 議長に対する調査」に記載のとおり、監査の期間中、議員から収支報告書の修正届（合計30件1,303,593円の減額）が議長に提出され、そのうち必要なものについては政務調査費の返還手続が進められている。

以上のことから、請求人から政務調査費の不当支出として個別具体的に示された事実のうち、全額が減額修正された事実を除く支出については、各議員の回答等から総合的に判断して、明らかに違法又は不当な支出であると認められるものは存在しないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第6 議会に対する要望

本格的な地方分権の進展や厳しい地方財政状況の下、政務調査費を含む公費全体の適正かつ有効な執行がますます重要となっている。

議員にあっては、適正な運用を図りながら、政務調査活動の成果を議会論議や県政に、さらに有効に反映させていただきたいと考えるところである。

今回、各議員への政務調査費交付制度導入の初年度につき監査を行ったところであり、政務調査費のより適正化を図るために、下記事項について要望する。

- 1 各議員が手引きのより厳格な運用に努める必要があることは言うまでもないが、現行の手引きでは、解釈が曖昧で統一的な運用が困難な経費に関しては、より具体的で分かりやすい基準を定めるよう検討すること。
- 2 飲食を伴う支出については、県民の誤解を招く可能性があるため、その支出が政務調査費の対象となるかどうかの判断に当たっては、慎重な対応が必要であること。
- 3 議員に対し手引き等の周知徹底をさらに図るとともに、議員からの政務調査費に関する相談や収支報告書等の受付に対応するための体制のあり方を検討すること。